

令和2年度消費生活審議会及び消費者教育推進地域協議会（書面開催）質疑・回答一覧

資料1 第2次消費生活基本計画における数値目標等について

委員	ご意見・ご質問	事務局回答
高島委員	○2018～22年度の5カ年の目標と現時点の実績については、この期間中に感染症予防対策のための変更もやむを得ないことや、目標達成に向けた取組方法に代替方式も採用されていることから、項目によっては数値の見直しも必要。	○本計画の残期間が2年強残っていることから、現時点では目標数値の見直しは行わず、目標達成に向けて消費者団体等と連携・協働しながら事業を進めてまいります。
中嶋委員	○インターネット通信の活用により、消費生活相談員資格取得試験講座や消費者大学の申込者が大きく増加したことは重要と思う。従前関心はあるが受講できないという人が多くいたということであり、相談員の人材確保のために間口を広げるという意味でも、今後も積極的に活用すべきと考える。	○今年度は、新型コロナウイルス対策の観点から開催方法を見直し、郵送やインターネットを活用した通信講座として実施しましたが、その結果、従来、開催時間や会場への交通手段等の面で参加が難しかった方にも参加いただいたり、動画教材を活用したわかりやすい講座にできたことは非常に良かったと考えています。今後も、「新しい生活様式」の下で、インターネットを組み合わせた研修・講座の実施方法が標準となっていくと思われまますので、消費者被害防止のため、積極的に活用してまいります。
徳嵩委員	○消費者大学をインターネット活用し、受講者を増やすことは大変良かったと思う。自分も受講しているが、分かりやすい。被害数を減らすためにも、知る事が鍵となると思う。	
吉原委員	○消費者大学について、個人でインターネットで受講できない場合、近くの合同庁舎などの施設に集まり受講できるようにしてほしい。 ○エシカル消費の認知度について、最近ではSDGsの方が主流になっているように思う。「エシカル」「SDGs」の言葉の意味を身近な人たちへ伝えていく方法はないか。	○インターネットでの動画教材配信により実施した今年度の消費者大学では、インターネットを活用できる環境をお持ちでない方も参加できるよう、インターネットを利用できる方を代表としてグループで受講する方法も可能としました。その結果、5つの消費者の会で、会員でインターネットを利用できる方や、事務局の方が代表となることにより、グループで受講いただくことができました。今後も、「新しい生活様式」の下で、インターネットを組み合わせた研修・講座の実施方法が標準となっていくと思われまますが、インターネットを活用できる環境をお持ちでない方にも受講いただけるよう、実施方法や受講方法を検討してまいります。 ○エシカル消費については、多くの方が利用するスーパーの各売場において、認証マークの形や意味を記載したスイングPOPを掲示することにより、消費の現場で何がエシカル商品であるかが分かり、選択でき

		る仕組みづくりに取り組みます。店内の小型モニターで流すショートムービーも作成予定であり、身近な消費活動の場でエシカル消費の実践を促進することで、理解を広げていきたいと考えています。
倉田委員	○エシカル消費の認知度について、まだ 34.8%という見方もあるが、昨年数字と比べれば倍に増えており、伸び率としては悪くない印象を受けた。個人としてもこのところ漠然だが広まっている感があると認識している。	○コロナ禍で、サステナブルな世の中が注目され、エシカル消費に関する雑誌記事、テレビ番組を見かけるようになりました。上記のとおり、県内小売店舗で、スイング POP を掲示し、エシカル消費とは何かを簡単に説明する仕組み作りを 3 月から開始したところです。
西村委員	○新型コロナウイルス感染症拡大により出前講座が中止になる中、インターネットや通信講座の活用は有効であり、引き続き取り組んでほしい。 ○エシカル消費の認知度向上は、分かり易い言葉で取り組み強化してほしい。コンビニでも、セブンイレブンは食品ロス削減のため、エシカルプロジェクトを実施している。	○コロナ禍の中で、インターネットを組み合わせた研修・講座の実施方法に積極的に取り組みつつ、インターネットを活用できる環境をお持ちでない方にも受講いただけるよう、実施方法や受講方法を検討してまいります。 ○上記のように、エシカル消費の実践を促す取組みを 3 月から開始しました。県民の皆さんからの反応を見ながら、ブラッシュアップしていきたいと存じます。

資料 2 消費者行政の状況（事業実績等）

委員	ご意見・ご質問	事務局回答
高島委員	○消費者教育推進事業・特殊詐欺被害防止講座の実施については、対面だけでなくオンラインによる実施、開催を視野に取り組む可能性を模索できないか検討願いたい。 ○県消費者被害防止対策推進会議について、台風災害や感染症対策などのため未実施とあり、オンライン活用等で対応願いたい。 ○消費生活相談資格取得試験講座を通信講座に切り替えたことで申込者が増えたのは喜ばしい成果。ぜひ今後とも有資格者確保、拡大に努めてもらいたい。 ○消費者団体支援、助成は年々削減されているように見えるが、不要という判断に基づくものか。	○県といたしましては、その時代に生きる県民の生活意識や行動の変化に応じた事業を展開することは当然のこととありますので、今後、学校等の主催者側のご要望に応じて、オンラインによる講座等の開催について積極的に対応してまいりたいと考えております。 ○消費者被害防止対策推進会議については、書面やオンラインによる開催を検討してまいります。 ○今後も、通信講座による資格取得支援講座の実施等、感染拡大防止のための「新しい生活様式」に配慮しながら、有資格者の確保に努めてまいります。 ○消費者団体等活動支援事業の予算については、例年どおり確保しておりますが、年々、募集に対する申請団体が減少し、それに伴い執行額

		が減少している状況です。なお、本事業につきましては、国交付金活動終了に伴い、今年度をもって廃止となりますが、各団体とは今後とも連携して啓発等に取り組んでまいります。
中嶋委員	○消費生活サポーターについて、活躍できる場所や機会の確保と、その情報提供を引き続きお願いしたい。	○今年度、サポーターの皆様へ配信するメールマガジンの内容を見直し、消費生活センターに相談のあった事項のうち、特に周知を要するもの3件をピックアップして留意点を記載し、より啓発に利用しやすいものに改善したところです。来年度は、スーパーでのエシカル消費実践の取組について周囲に啓発をお願いするほか、親子エシカル教室等においてもご協力をお願いしたいと考えています。また、今年度、サポーターの皆様による、地域における消費生活講座等の教材として、フェアトレードのエコバッグを作成しています。理解しやすい事例として活用いただきたいと考えています。
古川委員	○2022年4月の民法の成人年齢引き下げまで1年余り、伝えたい情報がなかなか届かないスマホ世代であり、例えば、ネット通販には、クーリングオフの制度がないこと、フリマアプリでのCtoCの売買には民法上の責任が伴うので、ルールをしっかりと確認する、相談方法を含めた消費生活センターの利用など、最低限のリスク回避の知識を、授業の中で取り上げることが大変重要になる。体系的な金融教育を受けていない世代であり、これからの1年間、徹底してポイントを絞った集中的な取り組みが求められると思う。	○教育委員会や金融広報委員会と連携し、新型コロナウイルス感染症対策に配慮した上で、県政出前講座、消費者教育講師派遣推進事業を実施するほか、動画教材等も活用した、効果的な消費者教育を実施してまいります。主な取組としては、関東甲信越の都道府県ブロックの共同キャンペーンとして、マルチまがい商法への注意や架空請求、またクーリングオフや消費生活センターの案内などを記載したリーフレットを高校3年生全員と大学生全員（一部の大学は一年生のみ）に配布しています。また、消費者庁作成の「社会への扉」（クイズ形式でクレジットカードの注意点やお金を借りる際の基本的事項等を掲載）を各高校に配付しています（部数は高校側に照会し決定）。今後とも啓発に努めてまいります。
宮澤委員	○安曇野市消費生活センターにおいて受理した相談で、法令に抵触するような悪質な事例等については県に情報提供を随時行っているが、ここ数年、その情報に基づき事業者に対して指導、処分がなされない事例がある。悪質事業者は特定の市町村に限らず、県境を越える広域で訪問販売、電話勧誘販売等を行っており、被害が県下全域に波及する恐れがある。たとえ特定の消費生活センターにおいて事業者に対して営業方法の改善を求めたり、口頭注意等をしたとしても、事業者は営業の場所を変えるだけで、消費生活センターでの注	○近年、事業者の悪質かつ巧妙な手口により被害者となる高齢者が増加している状況にあり、被害の拡大防止の観点からその様な事業者に対する行政指導・行政処分の重要性が高まっております。本年度は、新型コロナウイルス感染拡大により、被害者となりうる高齢者からの直接聴取が例年に比べ難しく、事業者への指導・処分に繋げることができませんでしたが、被害の拡大を防止するためにも市町村との連携を強めて広く情報収集しながら、悪質な事業者に対して効果的な行政処分を行ってまいります。

	<p>意等ではあまり効果は期待できない現状にある。また、他都道府県において指導を受けた事業者が、当県の指導処分状況に乗じて当県に流入し、同様の手口で問題行為等を重ねる温床となることは不本意である。被害の拡大防止の観点からも必要な調査を実施した上、積極的な指導若しくは処分を行うことにより、市町村にはない県の持つ役割、機能を発揮してほしい。</p>	
清野委員	<p>○出前講座について、大学・短大などへの啓発活動が少ないように感じる。第2次長野県消費生活基本計画の資料P12にあるように、初めての一人暮らしの中でトラブルに遭う機会も増えるのではないかと、また社会に出る前にきちんと知っておくべきことがあると思う。大学と連携して学ぶ機会をぜひ増やしてほしいと希望する。その機会の一つとして、出前講座をネット配信(YouTube等)するなどツールの充実をお願いしたい。また一案として、学生の中に消費者教育(若い人の被害事例なども含む)について、県からの情報などを発信してくれる人材をつくり(有償ボランティア等)発信してもらい、という形も作れたらどうかと考える。</p> <p>○くらしのセミナーについて、対象者やどんな所で開催されているのか。テーマも多岐に亘っていて、関心のあるテーマも幾つかある。今まで募集に気づかずだったので詳しく教えてほしい。</p>	<p>○大学・短大などへの県政出前講座は、令和元年度は12回実施し2,663名の参加がありました。実施状況をみると地域的な偏りがみられるところ。また令和2年度は新型コロナウイルスの感染症拡大のため全体でも実施件数が激減しております。このほど、出前講座を再開したことから、例えば北信消費生活センターでは、医療非常事態宣言明けの2月上旬に、管内の高校・大学・短大・専門学校あてに、出前講座を実施してもらうよう依頼文書を発出したところであり、「学ぶ機会の増加」に努めてまいります。また、令和2年度の消費者大学において講座のために作成した動画教材を、消費生活サポーターが地域で消費生活講座を行う際に活用できるようにしており、このような各サポーターを起点とした情報発信のための環境整備を行ってまいります。</p> <p>○平成30年度より「消費者大学」を、消費者問題を総合的に扱う講座として実施しており、令和元年度は佐久、伊那を会場として各6回実施しました。令和2年度は動画教材等を配信するオンライン講座として実施しております。また、南信消費生活センターにおいて、長野県弁護士会飯田在住会等との共催により、弁護士による連続法話「くらしに役立つ法律のはなし」を月1回程度、開催しております。令和2年度はコロナ禍により開催できていませんが、今後も実施する予定です。</p>
吉原委員	<p>○特殊詐欺について、簡単にバイト(受け子など)ができるようだが、学校を卒業した若者に、犯罪になることをもっと伝えてほしい。</p>	<p>○令和4年の民法改正(成年年齢の引き下げ)に伴い、平成30年度から特殊詐欺加担防止事業を実施しており、県内の高等学校等への講師派遣やリーフレット等を配付するなど学校に通う生徒やその保護者等を対象とした特殊詐欺加担防止の啓発に努めております。今後は学校を卒業する等した若者全般を対象としてSNSを通じて広く呼びかけるなど、引き続き、消費者教育の一環とした若者対象の各種啓発活動に努めて参りたいと考えております。</p>

	<p>○消費生活サポーターが消費者の会と一緒に活動ができると良いと思う。サポーター便りは3ヵ月に1回しか来ず、終わった情報が来ても人に伝えることはできない。</p> <p>○くらしのセミナーは、5月の消費者月間のみ開催と思っていたが、年に何回か開催されているのは、どこでどのような人が対象になっているのか。</p> <p>○定期購入トラブルなどについての注意喚起を、くらしまる得情報で回覧で行っているとのことだが、回覧はじっくり見る人が少ないことや、自治会に入らない人もいるので、チラシなどで各戸へ配布はできないか。</p>	<p>○消費生活サポーターと消費者の会の垣根を越えて活動できるような場合には、積極的に参加を呼び掛けてまいります。メールについては月一回配信しておりますが、郵送の場合は年四回とさせていただいています。内容については最新のものとなるよう心掛けてまいります。なお、メール配信への変更はいつでも可能ですので、今後はこの点も周知してまいります。</p> <p>○「くらしのセミナー」は消費者月間記念講演会として毎年5月に実施しております。令和2年度はコロナ禍により開催を断念しましたが、令和3年度はオンラインを活用するなどして実施を検討してまいります。また、平成30年度より「消費者大学」を、消費者問題を総合的に扱う講座として平成29年度までの「くらしのセミナー」に代わり実施しており、令和元年度は佐久、伊那を会場として各6回実施しました。令和2年度は動画教材等を配信するオンライン講座として実施しております。それから、南信消費生活センターにおいて、長野県弁護士会飯田在住会等との共催により、弁護士による連続法話「くらしに役立つ法律のはなし」を月1回程度、開催しております。令和2年度はコロナ禍により開催できていませんが、今後も実施する予定です。</p> <p>○「くらしまる得情報」は、約8万部を印刷し、市町村にご協力いただいて全戸回覧を行っております。全戸配布とすると約80万部の印刷と郵送料が必要となるため、経費の面から困難なことをご理解いただきたいと思えます。なお、市町村の住民担当課窓口にも設置していただくことで、自治会に入らない方にも対応しております。</p>
--	--	--

資料3 令和2年中の特殊詐欺発生傾向

委員	ご意見・ご質問	事務局回答
中村委員	<p>○特殊詐欺被害の件数、被害額ともに減少しないが、防止方策にもっと有効な手立てがないものだろうか。関係機関間の連携はどうなっているのか。消費者への注意喚起だけではどうにもならないのではないだろうか。</p>	<p>○県では、県警の協力のもと、現在、特殊詐欺被害防止のための啓発動画（DVD）を作成中であり、今後、県内コンビニエンスストアや金融機関等への配布、県ホームページへの掲載を通じて、事業者など県民が一丸となった被害防止に取り組むこととしています。市町村においても、特殊詐欺被害を抑止するための迷惑電話防止機能付き電話機の購入補助や、特殊詐欺対策機器（新117）の無償貸与など各種取組が広が</p>

	っています。このような取組に加え、県では、今後、県警、市町村との連携を更に強化しながら、SNSを活用するなど様々な啓発活動に取り組んでまいります。
--	---

資料4 消費生活相談受付状況

委員	ご意見・ご質問	事務局回答
中嶋委員	○通信販売・定期購入についての相談が多い現状であり、法改正が望まれるところである。日弁連の「インターネット通信販売における定期購入契約等の被害に対する規制強化を求める意見書」(令和2年7月16日)や、特定商取引法等の制度の在り方検討委員会の議論などが公にされている。それらの考え方は相談員の個別のあっせんにおいても参考になると思う。	○通信販売・定期購入については、消費者の誤解を招くような広告表現、広告手法が後を絶たず、消費者トラブルが増加傾向にあります。県としましても、新たな悪質商法の手口に対応するため、県や市町村の相談員に対し最新の情報の提供に努めるとともに、各相談案件について適切な助言やあっせんが行われるよう、国民生活センター主催による研修会等への受講促進や消費者教育中核的人材育成研修などを通してレベルアップを促してまいります。なお、定期購入については国において法改正を予定しており、改正がなされた場合には、周知に努めてまいります。
清野委員	○コロナ禍で、今までなかったような相談事例が寄せられたり、職を失うなど苦境に立つ人が増え多重債務に陥る人も出てくるのではないかと危惧している。注意喚起をすると共に、相談体制の更なる充実をお願いしたいと思う。	○ご懸念のとおり、生活困窮者の増加が見込まれるため、多重債務問題改善プログラムに沿って、市町村、警察、長野財務事務所、弁護士会、司法書士会、貸金業協会、法テラスと連携し、多重債務者及びヤミ金融被害者の救済及び被害の未然防止に努めてまいります。また、3月に、日本司法支援センター法テラスと協働して無料法律相談会の開催を予定しています。
古川委員	○センター別の相談処理結果で特に「斡旋解決」の件数が、センターによって相違がある。差し支えない範囲で、その主な理由は何か。	○相談対応においては、今後被害にあわないことを考えて、まずは相談者が事業者と自主交渉するよう促し解決してまいります。そして、自主交渉では返金に応じてもらえないなど解決ができず、センターから連絡をとって事業者との交渉を行った結果、返金に応じてもらったなどのケースを、「斡旋解決」として整理しております。しかし、どこまでを自主交渉とすべきなのか、また、センターが交渉に入ったことによって処理結果が変わったのかどうかについて、センターによって判断に相違があり、それが「斡旋」の件数の差につながっていると考えています。県としても、センターによるこのようなブレは好ましくないと考えており、各センターで判断が統一されるよう、努めてまいります。

資料5 長野県脱炭素社会づくり条例について

委員	ご意見・ご質問	事務局回答
清野委員	○①2 条例の特徴の箇所○2、②次の P の施策の表(第9条-県民の欄)に、「リフューズ」の考え方を加える必要はないか。特に②の県民に期待する行動として、「断る」ことも削減のために非常に重要な行動であると考えている。	○まずはごみを出さないよう、また資源を無駄にしないよう、買いすぎない、必要なものを必要なだけ買うことや、過剰包装を拒否する、といったことも「エシカル消費」に該当すると考えており、啓発の際には、そのような行動も「エシカル消費」に該当することを周知してまいります。
高木委員	○炭素吸収源の植林や緑化、自然環境保全などの実績や実情も少しずつでも紹介があったらと思う。	○出前講座や研修会の実施、啓発資料の作成の際の参考とさせていただきます。

資料6 長野県版エシカル消費推進事業の概要

委員	ご意見・ご質問	事務局回答
高島委員	○認知度向上のため、親子エシカル教室の実施を教育委員会と連携とあるが、具体的にはどのようにするのか。	○教育委員会を通じ、親子エシカル教室への参加を呼び掛けることとしています。なお、エシカル消費については、これ以外にも教育委員会と連携している事項があり、具体的には、県内高校生がエシカル消費について学びたい場合に、当課職員が「SDGs 学びのサポーター」として、生徒の問い合わせ等に応じ、学びを支援することとしています。
中嶋委員	○エシカルプロモーションについて、レジ袋有料化により望むと望まないとに関わらず多くの人がエコバッグを使用するという行動変化を現に体験しているところである。それも環境に配慮した行動ですねという意味付けと連動させて、より関心を持ってもらえるように「見える化」の方法を工夫していただければと思う。	○エコバッグの利用が進むスーパーにおいて、各種認証マークのサイン POP を各売場に配し、店内放送用のショートムービー制作やポスター、小冊子配置を組み合わせることで、これらの取組が、意識付けに向けて相乗効果を上げるよう、努めてまいります。
清野委員	○「エシカル消費」の推進については、第2次長野県消費生活基本計画の中にも明確に盛り込まれているが、まだまだ認知度は高くないと実感している。学校教育の中でも SDGs についての学習は行われているようだが、「エシカル消費」については触れられていないのではないかとと思う。「エシカル	○学習指導要領においては、中学校の家庭科の授業において、エシカル消費という言葉は用いられてはいませんが、環境に配慮した生活や、消費生活の重要性について学ぶこととされており、両者を結び付けた「環境に配慮した消費等」についても、指導要領の解説の中で取組例として掲げられているところです。今後とも教育委員会と連携して啓発に努

	消費」は、SDGs17の目標実現のための重要な有効な手段の一つであるという点を伝え、SDGsとの関連性を認識してもらうことが重要であると考えます。SDGsと絡めて伝え、理解を深め、行動のきっかけとしてもらう、そんな働きかけも必要だと思ふ。	めてまいります。
徳嵩委員	○エシカル消費の認知度はまだまだ低く、SDGsと絡めて紹介していく必要があると思ふ。NAGANO SDGs PROJECT という行政と民間が一体になり広めていくプロジェクトがあるが、大いに活用していくことが大切だと思ふ。児童・生徒(学校)での教育はもちろん、教員に対しての学びの場としてもプロジェクトを活用できると思ふがどうか。	○ご意見を踏まえ、エシカル消費の普及啓発に向けて NAGANO SDGs PROJECT との連携について検討してまいります。
倉田委員	○PR方法について、ラジオ等でのPRはどうか。小冊子、パンフレットは1度手に取ってそれまでであるため、経費も抑える方向で。印刷物より、耳や目から入ってくる方が印象が強いと思ふ。	○昨年、SBC ラジオの「峰竜太とみんなの信州」、北信地域の有線放送でも紹介させていただいたところです。今後ともラジオ等を活用してまいります。
高木委員	○エシカルMAPは次の調査結果で別の地域も示されるのか。評価の仕方は色々だが、特徴的な事業者を紹介するのなら、他の地区も出してもらった方がよい。	○エシカル MAP については、県内大学の学生との協働により作成したところです。今後はこれを一つの事例とし、他の地区について、例えば各地域の商工団体等における作成を支援するなどの取組を進めてまいりたいと考えております。

資料7 学校における消費者教育の推進について

委員	ご意見・ご質問	事務局回答
高島委員	○具体的な事業、取り組み、予算のあり方について、執行上の課題及び現状はどうか。	○消費者教育は、小中高特別支援学校の各段階で学習指導要領に位置付けられており、各学校において発達段階に応じた学習が行われています。変化が激しい社会情勢に対応した学習展開の工夫が課題であるため、教員の研修等の場において、実践交流を行ったり、くらし安全・消費生活課が実施している「消費者教育推進講師派遣事業」について小中高等学校へ周知する等、効果的な消費者教育が行われるよう促しています。

中嶋委員	○令和4年4月から成年年齢が18歳に引き下げられ、18歳以上は未成年取り消しの余地がなくなる。若者の消費者被害防止のため、小中高と各発達段階において多層的な消費者教育を行うことが望まれる。	○成年年齢の引下げを踏まえ、平成31年に高校においては、家庭科の「消費生活」に関わる内容を高校2年生までに学ぶよう、学習指導要領における履修学年が改正されました。これにより、すべての高校生が成年に達する前に契約の重要性や消費者保護のしくみについて理解することとされています。高校入学以前も、学習指導要領に基づき社会科、家庭科等の学習において、消費者トラブルに巻き込まれないような学習に取り組んでいます。
------	--	---

資料8 消費生活相談業務に係る市町村・県の連携について

委員	ご意見・ご質問	事務局回答
中嶋委員	○市町村と県の役割分担の方向性に賛成する。各市町村にいかにか消費生活相談員を確保するか、県には、当該市町村の実情と要望を個々に踏まえながら、ひとつひとつ実現していったほしいと思う。	○各県内市町村に対して、市町村と県との役割分担について理解を広げるよう積極的に対応してまいります。
古川委員	○相談者は、市町村の相談員が対応しているか、県の相談員が対応しているかではなく、的確な相談の聞き取り、適切な助言・あっせんによる速やかな解決を望んでいると思う。そのための役割分担であることを考えると、感染症対策も相まって一層急速に進展するであろう消費生活におけるデジタル化、キャッシュレス化に対応できる相談体制と人材の確保が急務であると思う。県センターの相談員の専門研修の充実と待遇改善による人材の確保が喫緊の課題であると思う。	○県や市町村センターの相談員向けに、消費者教育中核的人材育成研修などの開催や国民生活センター主催による研修会等への積極的な受講を促すことにより、高度な相談業務にも応えられる人材養成を図っております。また、人材の確保に関しては、本年度より報酬等の見直しを行ってきたところであり、さらに、消費生活相談員資格の取得者数拡大を図るため、消費生活相談員資格取得講座について、希望者の多い通信講座を継続してまいります。
清野委員	○町村の中でも、規模や相談の頻度などから、消費生活センターを持たない地域があることはやむを得ないと思う。ただその場合、町村職員が相談業務を兼務するということのように、仕事の負担はないのか、また相談に迅速に対応できるのか、という懸念もある。広域連携による消費生活センターの設置を望む。また、様々な相談内容や事例などを、県と市町村・消費生活センターで迅速に共有する場面を強固に作ってほしいと思う。	○ご指摘のとおり、行政規模により相談員の配置が難しい町村があることから、県としては広域連携による消費生活センターの設置を今後とも促進してまいります。また、県、市町村、消費生活センター等で速やかに情報を共有するため、WEB会議方式等、リモートによる情報共有の仕組みづくりを検討してまいります。

吉原委員	<p>○相談したいがどこへ行けばいいのか分からない人が多いと思う（特に高齢者）。県センターと市町村センターがどこにあるのか、どんな相談ができるのか広報してほしい。また、消費者安全法について、情報提供があまりされていないように思う。</p> <p>○市町村の消費生活相談員が少ないと聞いたが、研修会をやって増えているのか。</p>	<p>○県内各戸に回覧される広報誌「くらしまる得情報」により、県センターや、消費者安全、消費者被害情報などの情報を掲載しています。市町村センターの情報については、市町村広報への掲載を呼びかけるとともに、どのような相談ができるのか、どういった相談事例があるのか併せて掲載できるよう、市町村と情報共有してまいります。また、市町村によっては消費生活相談員の採用が難しい状況もあることから、通信講座による消費生活相談員資格取得講座の実施など受講しやすい環境づくりを図り、有資格者の拡大を目指してまいります。</p>
笹委員	<p>○この方針に賛成する。高齢者などの弱者などにはより近い場所で対応し、その中で専門性や複雑高度化、またアシストするものは県等がフォロー、窓口になる事が流れだと思う。</p>	<p>○各市町村に対して、市町村と県との役割分担について理解を広げるよう積極的に対応してまいります。</p>
高木委員	<p>○情報提供や講座は市町村での人集めに依存するのが効果的だが、市町村現場では人員不足など起きていないか心配。センターとの協力を望む。</p>	<p>○自治会など地域主催の出前講座などについては、身近な市町村ごとの細やかな開催が相応しいものと思われまます。県、県センターによる講師・職員派遣などを活用して実施されることを促進してまいります。</p>

全体について

委員	ご意見・ご質問	事務局回答
笹委員	<p>○内容的になかなか県民から身近に感じられない課題等あり、ややもすると疎かにされる問題もあるが、粘り強い取り組みをお願いします。特に弱者や若者に対してお願いしたいと思う。</p>	<p>○新型コロナウイルス感染症対策に配慮した上で、これまでの県政出前講座、消費者教育講師派遣推進事業を実施していくことに加え、動画教材等を活用したオンライン講座など、情報発信のための環境整備を行い、効果的な消費者教育を検討してまいります。また、成年年齢の引き下げに伴い、学校等への講師派遣やリーフレット配付など、消費者被害防止や特殊詐欺加担防止の啓発に努めるとともに、卒業した若者全般を対象とする SNS を通じた呼びかけなど、各種啓発活動にも一層取り組んでまいります。</p>